

米の将来価格に関する実務者勉強会とりまとめ 骨子案

1 はじめに

- 生産者、集荷業者、卸売業者、実需者といった米の生産や流通に関わる事業者は、**収穫量の増加・減少リスクや価格変動リスク**にさらされており、川上川下を問わず、**安定した価格・数量での取引**を求めている。
- 安定した価格・数量での取引を拡大していくためには、**予め価格・数量を定めた事前契約の拡大等が課題**となるが、現状では、事前に定めた価格が受渡時点での現物価格と乖離することにより「勝ち」「負け」が生じることを憂慮し、価格を定めた事前契約が伸長していない。

2 将来価格が明らかになる意義

- 一般的に言って、**米の価格動向**がどのようになるかについては、幅広い関係者の関心の高いところである。将来的に**広く社会で共有できる指標**としての将来価格が明らかになれば、生産者は、米の品種選択や麦、大豆等との作物選択の参考とすることができるほか、川上と川下との間でも将来価格の相場感が共有されることが期待される。
- また、関係者の経営の視点に立っても、
 - ・ **生産者**であれば、播種前に（場合によっては複数年間にわたって）売上げの予想が立つことで、設備投資に必要な資金計画を立案することができ、**中長期的な見通し**をもって経営を行うことが可能となり、
 - ・ **卸売業者や実需者**であれば、**原料価格の見込み**が事前に得られることで、商品設計において費用と利益をより正確に見積もることが可能となる。さらに、将来的に**産地品種銘柄ごと**に需給状況や期待に基づく将来価格が形成されることとなれば、将来時点の**価格交渉の拠りどころ**となることで、価格も定めた**事前契約が拡大**することも期待される。

3 予め取引価格を定め得る取引形態

- 米の取引は、現在、相対取引が主体であり、わずかながら市場取引が存在している。
- こうした中で、予め取引価格を定め得る取引形態としては、現時点で行われている「**現物先渡相対取引**」と現時点では行われていない「**現物市場先渡取引**」及び「**先物市場取引**」の3つが想定される。

4 まとめ

- 現物相対取引や現物市場取引に加え、予め取引価格を決めることのできる取引形態（現物先渡相対取引、現物市場先渡取引及び先物市場取引）を**組み合わせて活用**することにより、生産者等が将来の価格変動に対する**リスク抑制**を行う場合の選択肢が広がることが期待される。

(以上)